

市職員の給与などを公表します

問い合わせ 人事グループ (☎⁰⁵ 1 1 3 2)

総括

○職員人件費の総額 (令和3年度全会計決算)

職員数 (人)	人件費(千円)					1人当たり 人件費 (千円)
	給料	期末・勤勉 手当	左記以外 の手当	共済費等	計	
431	1,465,414	586,690	485,647	493,149	3,030,900	6,643

※『人件費』は、市長・副市長・教育長を含み、嘱託員、会計年度任用職員、議員、各種委員を除く。

※『一人当たり人件費』は、退職手当や市長・副市長・教育長の給与を除く。

平均給与・初任給など

○年齢と給料・給与の平均

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40歳2カ月	295,340円	356,459円
技能労務職	53歳6カ月	345,900円	394,402円

※「平均給料月額」は、職種ごとの基本給の月額平均。

※「平均給与月額」は、給料と各種手当を合計した月額平均。

○職位ごとの給与 (令和3年度実績)

区分	給料月額	年間の総収入
部長職	427,538円	8,278,158円
次長職	400,773円	7,796,726円
主幹職	373,167円	7,247,376円
主査職	325,018円	6,506,904円
主任	276,396円	4,975,718円
担当員	198,186円	3,587,784円

※再任用職員、任期付職員は除く。

※「給料月額」は、令和3年4月1日時点の基本給の月額平均。

※「年間の総収入」は、給料と各種手当を合計した年額平均。

○初任給

区分	登別市	国
大学卒	182,200円	182,200円
高校卒	150,600円	150,600円

○経験年数別・学歴別平均給料月額

区分	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
大学卒	273,200円	309,554円	349,763円
高校卒	221,067円	260,000円	323,400円

○特別職の報酬など

区分		月額	年間の総額
給料	市長	870,000円	15,004,000円
	副市長	700,000円	12,094,000円
	教育長	600,000円	10,383,000円
報酬	議長	400,000円	6,847,000円
	副議長	350,000円	5,991,000円
	議員	320,000円	5,477,000円

※期末手当は6月期・12月期ともに2.225月分支給。

※千円未満切り捨て。

市職員の給与は『登別市職員の給与に関する条例』などに基づき、その職務と責任に応じた給料と扶養手当・通勤手当などの諸手当を支給しています。

また、給与の改定は、毎年度、人事院が国家公務員の給与を民間の給与水準と均衡させることを目的に行う勧告に準じて行っています。

今月号では、市職員の給与などの状況をお知らせします。
※記載がないものは、令和4年4月1日現在の状況です。

○嘱託員・会計年度任用職員人件費の状況

(令和3年度全会計決算)

給料・手当 (千円)	社会保険など (千円)	計 (千円)
687,990	96,432	784,422

各種手当

○期末・勤勉手当

区分	登別市				国
	期末	勤勉		計	
6月期		1.275月分 (1.075月分)	0.95月分 (1.15月分)		0.95月分 (1.15月分)
12月期	1.275月分 (1.075月分)				
計	4.45月分				

※()は職務の級が7級の職員(特定管理職員)に適用されます。

※職務の級などによる加算措置があります。

○退職手当

区分	登別市		国
	自己都合退職	勤奨・定年退職	
勤続20年	19.670月分	24.587月分	同じ
勤続25年	28.040月分	33.271月分	
勤続35年	39.758月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	

○超過勤務手当

区分	令和2年度決算	令和3年度決算
支給実績	99,988千円	116,260千円
平均支給年額	272千円	342千円

○その他の手当

手当名	内容と単価
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母など 6,500円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子一人当たりの加算額5,000円。
住居手当	借家 限度額 28,000円 持家(5年目まで) 6,000円 持家(6年目以降) 5,000円
通勤手当	バスなどの利用者 限度額 55,000円 自家用車などの利用者 限度額 31,600円
管理職手当	部長職 56,714円 部長職(再任用) 49,952円 次長職 45,636円 次長職(再任用) 37,812円 主幹職 36,550円 主幹職(再任用) 28,970円
特殊勤務手当	従事する勤務(徴収・消防・ごみ取扱業務など16種類)の特殊性に応じて支給

※このほか、地域手当、夜勤手当、休日給、寒冷地手当、宿日直手当、単身赴任手当、災害派遣手当、管理職員特別勤務手当があります。

職員の数

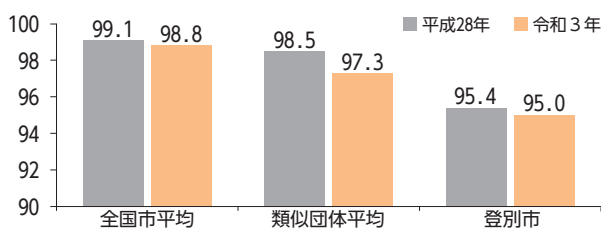
○一般行政職の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務内容	担当員	担当員	主任	主査	主幹	次長	部長
職員数	27人	38人	54人	69人	49人	12人	8人
構成比	10.5%	14.8%	21.0%	26.8%	19.1%	4.7%	3.1%

○職員の任免

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度中の新規採用者	23人	36人	18人	22人	18人
年度中の退職者	26人	39人	18人	18人	

ラスパイレス指数



※『ラスパイレス指数』は、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。

分限処分などの状況

○分限処分

内容	事由	該当職員数	処分の根拠法など
休職	心身の故障のため	2人	地方公務員法

○その他の処分

処分の種類	処分事案数	人数	処分の根拠法など
厳重注意	1件	1人	職員の懲戒処分並びに訓告及び厳重注意の措置に関する基準
訓告	2件	8人	職員の懲戒処分並びに訓告及び厳重注意の措置に関する基準
戒告	1件	1人	地方公務員法第29条第1項
停職	1件	1人	地方公務員法第29条第1項
懲戒免職	1件	1人	地方公務員法第29条第1項

職員は、地方公務員法で全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務に専念すること（サービスの根本基準）が義務付けられており、このほかに『法令等及び上司の職務上の命令に従う義務』、『信用失墜行為の禁止』などが課せられています。

この服務規程に違反した場合は、懲戒処分の対象となるほか、状況によっては刑罰の対象になる場合があります。

市は、交通事故防止や選挙時の服務規律の遵守など、機会のあるごとに職員に周知をしています。

公平委員会への審査請求などについて

令和3年度は、職員から公平委員会に対する審査請求や措置要求、苦情はありませんでした。

○部門別職員数

区分		職員数		対前年増減数
		令和3年	令和4年	
一般行政部門	議会	6人	6人	0人
	総務企画	83人	84人	1人
	税務	22人	21人	△1人
	民生	76人	77人	1人
	衛生	24人	23人	△1人
	労働	1人	1人	0人
	農林水産	5人	5人	0人
	商工	13人	13人	0人
	土木	36人	36人	0人
	小計	266人	266人	0人
特別行政部門	教育	33人	32人	△1人
	消防	80人	79人	△1人
	小計	113人	111人	△2人
普通会計合計		379人	377人	△2人
公営企業等会計部門	水道	15人	15人	0人
	下水道	10人	10人	0人
	その他	23人	24人	1人
	小計	48人	49人	1人
総合計		427人	426人	△1人

※市長、副市長、教育長、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く。

職員の福祉と利益保護の状況

○健康診断受診状況

健康診断の種類	対象者数	受診者数
総合健康診断	277人	264人
定期健康診断	164人	164人

○公務災害補償制度の適用状況

適用件数	3件
------	----

○育児休業取得者の状況

取得職員数	10人
-------	-----

○職員の研修状況

受講者数	(延べ人数)			
	基本研修	特別研修	自己啓発	計
	182人	215人	9人	406人

人事評価の状況

職員個々の能力や実績などを的確に把握して、適材適所の人事配置やメリハリのある給与と待遇を実現し、新たな人事管理を推進していくための手段として、人事評価制度を導入しています。

人事評価の結果は、6月と12月に支給される勤勉手当に反映しているほか、平成31年1月から昇給にも反映しています。

勤務条件について

勤務時間 月曜日から金曜日までの9時～17時30分
（勤務時間が変則の勤務者は、1日につき7時間45分となるように割り振る）

休憩時間 12時15分～13時

休日など 土・日曜日、祝日法による休日、12月29日から翌年1月3日までの日

休暇の種類 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇（給与減額あり）